

農業経営者の皆様へ

「農の雇用事業」参加者募集中！

全国農業会議所では、農業法人等が就業希望者を新たに雇用し、就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための実践的な研修等に対して助成する「農の雇用事業」(平成25年度第3回)の参加者を募集しています。応募締め切りは平成25年12月6日(金)です。

なお、事業の対象となる研修生は「正社員としての採用時に原則45歳未満の方」です。応募の際は募集要領の具体的な内容にご注意ください。

□助成内容

研修生1人当たり年間最大120万円を最長2年間

- 内訳 ① 新規就業者に対する研修費(月額上限97,000円)
② 指導者の技能向上のための研修費(年間上限36,000円)

◇募集・研修等の期間

募集期間	研修助成期間	研修生の採用日
平成25年11月1日 ～25年12月6日	平成26年2月 ～27年1月	平成25年5月1日 ～25年12月6日

(注) 今回の募集では1年目の研修を助成します。2年目は、別途予算を措置して助成する予定です。

(注) 厚生労働省が実施する「トライアル雇用制度」を活用して雇用している場合及び、全国農業会議所が実施している「農業インターンシップ」を活用して農業就業体験活動を実施している場合で、研修開始日(平成26年2月1日)までに正社員(期間の定めのない雇用契約)として雇用する予定であれば、応募時点で正社員になっていなくとも申請することが可能です。

◇事業参加に当たっての主な要件(詳しい要件はHPか農業会議まで)

- ① 雇用保険、労災保険に加入すること
- ② 税務署に、給与支払い事務所等の開設届けを提出すること
- ③ 本事業と期間が重複する他の公的助成を受けていないこと
- ④ 新規就業者(研修生)が農業法人等の代表の3親等以内でないこと(労働者性が認められる場合を除く)
- ⑤ 1週間の所定労働時間が35時間以上であること
- ⑥ 研修生は農業経験5年以内で、雇用期間の定めのない正規の従業員として雇用契約を締結していること
- ⑦ 研修生が、過去に当該農業法人等の正規の従業員ではなかったこと
- ⑧ 研修生の年齢が、正社員としての採用日時点で原則45歳未満であること

◆申込み・問い合わせは 京都府農業会議へ

詳しくはインターネットで

URL <http://www.nca.or.jp/Be-farmer/> **農の雇用** で検索！

京都府農業会議

〒602-8054 京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町104-2 府庁西別館
電話 075-441-3660 FAX 075-441-5742